

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日	2021年12月27日～
<p>(令和3年12月15日現在)</p> <p>▲電話等サービス契約約款 (平成 11 年経企第 24 号)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第5章 第 1 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 第14条の54～61 (略) 第14条の62 (略)</p> <p>2 当社は、I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款に定めるところにより、I P 通信網サービス利用権 (I P 通信網サービス契約者 (当社の I P 通信網サービス契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。)) がその I P 通信網サービス契約に基づき、I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 9 節 (略)</p> <p>第 6 章～第 15 章 (略)</p> <p>別記 1～10 の 5 の 2 (略)</p>	<p>(令和3年12月27日現在)</p> <p>▲電話等サービス契約約款 (平成 11 年経企第 24 号)</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第5章 第 1 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 第14条の54～61 (略) 第14条の62 (略)</p> <p>2 当社は、I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款及び「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に定めるところにより、I P 通信網サービス利用権 (I P 通信網サービス契約者 (当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款又は「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。)) がその I P 通信網サービス契約に基づき、I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 9 節 (略)</p> <p>第 6 章～第 15 章 (略)</p> <p>別記 1～10 の 5 の 2 (略)</p>

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限りませう。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。)	IP通信網サービス契約約款

(2) 国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

(略)

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの

(略)

11～13 (略)

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限りませう。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。)	IP通信網サービス契約約款
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

(2) 国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

(略)

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの

(略)

11～13 (略)

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能		(略)	
	追加機能		(略)	
	備考		1～80 (略)	
			81 着信課金番号通知機能は、この機能を利用する契約者が 契約回線等又は IP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）を利用している場合に限り提供します。	
		82～84 (略)		

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能		(略)	
	追加機能		(略)	
	備考		1～80 (略)	
			81 着信課金番号通知機能は、この機能を利用する契約者が 利用回線、 IP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限ります。） 又は他社直収電話等 を利用している場合に限り提供します。	
		82～84 (略)		

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)		
	基本機能	(略)
	追加機能	(略)
	備考	1～50 (略)
(略)	(略)	(略)

		85 接続先情報通知機能及びエージェント機能は、この各機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)
	追加機能	(略)
	備考	1～50 (略) 51 接続先情報通知機能及びエージェント機能は、この各機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
(略)	(略)	(略)

第2 通話に関する料金 (略)
第2表～第6表 (略)

第2 通話に関する料金 (略)
第2表～第6表 (略)

[附 則 \(令和3年12月20日 A P S 1 第00861314号\)](#)
[この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。](#)